

# 令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会

日時：令和4年9月27日（火）午前10時00分～

場所：Webによるオンライン会議

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

#### 1 諮 問

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案

#### 2 受理報告

#### 3 その他

#### 【審議資料】

資料1 「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	平林委員
	池邊委員	廣江委員
	池本委員	水本委員
	日下委員	宗方委員
	小林委員	森川委員
	袖野委員	保高委員
	高橋委員	渡邊委員

(16名)

事務局	藤本政策調整担当部長
	山口アセスメント担当課長
	下間アセスメント担当課長

資料 1

4 環 総 政 第 390 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 4 年 9 月 27 日

東京都知事 小池 百合子  
(公 印 省 略)

記

諮問第 541 号 「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案

## 受 理 報 告 ( 9 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業	令和4年8月26日
	世田谷清掃工場建替事業	令和4年8月29日
2 環境影響評価書	(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和4年8月18日
	日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業	令和4年8月22日
3 事後調査報告書	(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画(工事の施行中その1)	令和4年7月29日
	八王子都市計画道路3・3・2号線(八王子市北野町～南浅川町)建設事業(工事の施行中その14)	令和4年8月19日
	東京都市計画道路放射第5号線(杉並区久我山二丁目～久我山三丁目間)建設事業(工事の施行中その4)	令和4年8月22日
4 変 更 届	(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画	令和4年7月29日
	京成電鉄押上線(四ツ木駅～青砥駅間)連続立体交差事業	令和4年8月5日
	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和4年8月22日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
5 着 工 届 ( 事 後 調 査 計 画 書 )	羽田空港アクセス線(仮称)整備事業	令和4年9月1日
	妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業	令和4年9月9日

受 理 年 月 日  
令和4年8月18日

「(仮称)渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。	現場内掲示や現場内朝礼等を通じて、作業員が環境保全の措置を徹底するよう、施工者に対し指導を行う等の建設機械に関する環境保全措置を追記した。 (本編 112 ページ)
風環境	本事業は、渋谷駅周辺における歩行者ネットワークを整備する計画であり、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。	事後調査を実施し、予測した風環境について検証を行うとともに、必要に応じて、防風植栽や防風フェンス等の環境保全措置の追加対策を確実に実施するために、建設後の管理者へ引継ぎを行う等の風環境に関する環境保全措置を追記した。 (本編 222 ページ)

受 理 年 月 日  
令和 4 年 8 月 22 日

「日本橋一丁目東地区第一種市街地再開発事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が一定程度認められ、環境基準を超えることから、事業の実施にあたっては環境保全のための措置を徹底すること。	建設機械の稼働に伴う大気質の評価において、二酸化窒素が環境基準を超えると予測されることから、寄与率が高い建設機械について定量的に検討した結果を鑑み、可能な範囲で最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努めることを追記した。 (本編 114 ページ、資料編 71 ページ)
騒音・振動	1 工事用車両による騒音の増加はわずかであるが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は現況においても環境基準を上回る地点があることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、工事用車両の可能な限りの削減、並びに適切な運行管理による車両の集中化の回避を徹底し、騒音の低減に努めることを追記した。 (本編 159 ページ)
騒音・振動	2 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、評価の指標としている値と同値又はわずかに下回る値であることから、これらに対する環境保全のための措置を徹底し、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めること。	寄与率が高い建設機械について定量的に検討した結果を鑑み、可能な範囲で代替建設機械による施工を検討するなど、振動の低減に努めることを追記した。 (本編 159 ページ、資料編 148 ページ)
風環境	環境保全のための措置として、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策を行うとしているが、現況からの変化は一定程度生じることから、更に風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。	今後の詳細設計の中で風環境に与える影響の低減に努めるとともに、事後調査においてその効果の確認を行い、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討することを追記した。 (本編 233 ページ)

## 8月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和4年8月30日

### ■事後調査報告書

- (1) 事業名：(仮称) 虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その2）  
 事業者名：虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発組合

項目	助言事項	回答
騒音・振動	<p style="text-align: center;">1</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の事後調査結果が予測を僅かに下回ったこと、工事用車両の走行に伴う道路交通振動が一部で予測結果を上回ったが、いずれも有感振動以下であったことは評価される。</p> <p>一方、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の事後調査結果には建設作業騒音が多く含まれるため、結果自体の評価は困難である（例えば、最も交通量の少ない調査地点 No.3 が最も高い騒音レベルであること、時間率騒音レベルの間にレベル差がないことから、この測定値は建設作業騒音であると推察され、環境基準の達成・未達成を判断することは出来ない）。</p> <p>なお、建設機械および工事用車両の騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施や苦情に対する迅速な対応は十分に評価できる。今後も引き続き、騒音・振動に配慮した事業の推進をお願いしたい。</p>	<p>虎ノ門地区は本事業を含め計画地周辺においても工事が輻輳しており、純粋な道路交通騒音を測定することが困難な状況でありました。</p> <p>環境基準の達成・未達成に関わらず、建設機械および工事用車両による騒音・振動の影響を低減するため、引き続き低騒音型の建設機械の採用やアイドリングストップの徹底など、環境保全のための措置を継続いたします。</p>
騒音・振動	<p style="text-align: center;">2</p> <p>No.3 地点での工事用車両の走行に伴う道路交通騒音が <math>L_{Aeq} = 71</math> dB と、環境基準（昼間、<math>L_{Aeq} = 65</math> dB）を6 dBも超過しています（表②-2）。工事用車両の台数は予測時点よりも減っており、その走行による騒音は予測値（<math>L_{Aeq} = 63</math> dB（表②-10））よりも小さくなることと考えられることから、本事業及び他事業の建設作業騒音の寄与が大きいという推測は妥当だと思えます。た</p>	<p>調査時期及び場所につきましては、月毎の建設機械台数から算出される建設機械の稼働による騒音レベルの合成値が最大となる時期において、騒音レベルが最大になると予測された地点において実施しています。</p> <p>一方、上記以外の時期においても場所によっては周辺工事による騒音や周辺の交通量が大きくなるこ</p>

騒音・振動	2	<p>だ、そうすると、直近で実施されていた本事業の建設作業騒音の <math>L_{Aeq}</math> が 71 dB 程度で (虎ノ門二丁目地区の他事業の建設作業騒音が No. 3 地点でその程度の大きさになるとは考えづらいため)、<math>L_{A5}</math> はさらに大きかった可能性があります。これは、新築工事時の建設作業騒音が最大になると予想された地点で行われた建設作業騒音の事後調査結果 (No. B 地点で <math>L_{A5} = 70</math> dB (表②-1)) よりも大きな値なので、結果的に No. 3 地点の建設作業騒音 (<math>L_{A5}</math>) の方が大きかった可能性があるのではないのでしょうか。建設作業騒音の勧告基準 (<math>L_{A5} = 80</math> dB) を超えることはなかったと思いますが、建設作業騒音の事後調査について、実施日時・場所が適切であったかを検証しておく必要があると思います。</p>	<p>とがあるかと存じます。ただし、当地区の建設機械の稼働による騒音としては今回測定した時期がピークであると考えています。</p> <p>引き続き、建設機械および工事用車両による騒音・振動の影響を低減するため、引き続き低騒音型の建設機械の採用やアイドリングストップの徹底など、環境保全のための措置を継続いたします。</p>
-------	---	--	---

## 9月分受理報告に係る助言事項

報告年月日：令和4年9月27日

### ■事後調査報告書

事業名：（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画（工事の施行中その1）

事業者名：日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	騒音・振動による仕事などへの影響を訴える苦情があること、建設工事によって深夜2時まで66 dB (LA5) に及ぶ騒音が発生していることを踏まえ、今後の躯体工事等においても、環境保全のための措置を懈怠なく実施するとともに、騒音・振動の苦情に対して真摯に対応していただきたい。	廣江委員
騒音・振動	2	<p>夜間工事の実施は望ましくないことを指摘しておきます。昼間に実施可能な工程があれば、できる限り昼間に実施して下さい。</p> <p>建設作業による騒音、振動ともに、勧告基準値を下回っていた点は良かったと思います。ただ、振動については、予測値と事後調査での実測値の差が大き過ぎます。予測値と実測値の乖離が大きいと事後調査による検証の意味が薄れてしまいますので、予測時にはできるだけ事後調査時点に想定される条件で予測するようにして下さい。</p>	高橋委員

■変更届

事業名： (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

事業者名： 日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

項 目	助言事項		委員
騒音・振動	1	<p>工事計画の変更に伴って工事時間帯（夜間工事の実施）、主な建設機械の台数、工事用車両台数が変更されたため、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、及び工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測の見直しが行われた。変更後の昼間の騒音・振動はいずれの予測結果も同程度であることは了解した。ただし、夜間の予測結果から、現状の騒音・振動への寄与度は低いものの、影響（増加量）がゼロではないこと、規制基準[参考]を下回っているものの、規制値との差は僅かであること、当該地域（商業地域）の夜間の環境基準値を大きく上回る騒音を発生していることを踏まえ、周辺環境を保全するための十分な配慮をお願いしたい。</p>	廣江委員
騒音・振動	2	<p>夜間工事の実施は望ましくないことを指摘しておきます。昼間に実施可能な工程があれば、できる限り昼間に実施して下さい。</p> <p>また、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測値が、いくつかの地点で基準値を上回っています（表 7.2-8）。現況の道路交通騒音が大きいために仕方ないとは思いますが、工事用車両の分散化を図るなど、できるだけ対応策を取って下さい。</p>	高橋委員